

秦野市鳥獣被害防止計画（案）

担当部署名 秦野市環境産業部農業振興課
所在地 神奈川県秦野市桜町1-3-2
電話番号 0463(81)7800
FAX番号 0463(81)7804
メールアドレス nougyou-c@city.hadano.kanagawa.jp

目 次

1	はじめに	1
2	計画の位置づけ	2
3	農業被害の状況等	3
(1)	鳥獣別被害状況	3
(2)	被害の傾向	4
(3)	被害の軽減目標	5
(4)	従来講じてきた被害防止対策	6
4	被害防止に関する基本施策（今後の取り組み方針）	8
(1)	捕 獲	9
(2)	防 除	12
(3)	環境整備	15
5	対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項	16
(1)	関係機関の役割	16
(2)	緊急時の連絡体制	17
6	捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項	17
(1)	捕獲等をした鳥獣の利用方法	17
(2)	処理加工施設の取組	17
(3)	捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組	18
7	被害防止施策の実施体制に関する事項	18
(1)	秦野市有害鳥獣対策協議会の設置	18
(2)	関係機関との連携に関する事項	18
(3)	鳥獣被害対策実施隊に関する事項	19
(4)	その他被害防止施策の実施体制に関する事項	19
(5)	その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	19
8	計画の進行管理	19

1 はじめに

秦野市鳥獣被害防止計画（以下、計画という。）は、「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」（以下、特措法という。）第4条に基づく法定計画として、平成30年3月に策定しました。

本市では、鳥獣による農業被害や住宅付近への出没が確認されている状況の中、計画に基づいて、JAはだのが猟友会に依頼し実施している銃器駆除や農業者のわな等による「捕獲」、農業者・地域の生産組合による電気柵・防護ネット設置等の「防除」、ドローンを活用した藪払いなどによる「環境整備」、といった3つの基本施策を市と農業者、農協、猟友会等が連携し、被害軽減に向けて総合的に取り組んできました。

これまでの取り組みにより年々、農業被害面積及び被害額は減少していますが、鳥獣被害は、農業経営の安定化を阻害する要因であるとともに、営農意欲の減退に伴い、荒廃・遊休農地が増加する要因となるため、地域関係者等の役割を明確にした対策を継続していく必要があることから、計画を見直すものです。

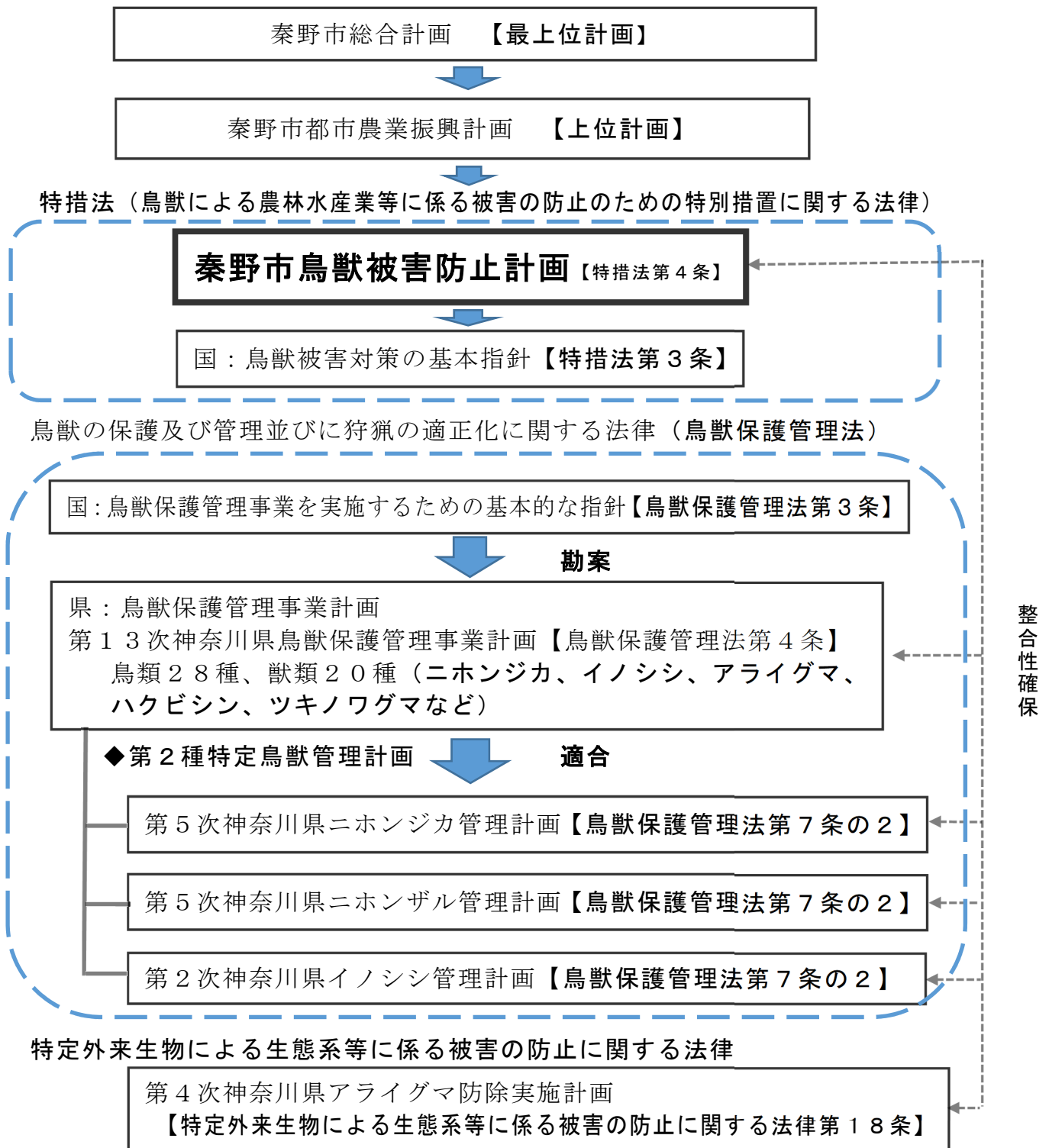
また、SDGsへの対応については、上位計画である「秦野市都市農業振興計画」と同様、本計画も農業の持続的発展に寄与するものであるため、策定に当たっては、SDGsの理念を踏まえています。

2 計画の位置づけ

秦野市鳥獣被害防止計画は、秦野市都市農業振興計画を上位計画、秦野市総合計画を最上位計画としています。

法的には鳥獣保護管理法に基づく国や県の計画などと整合するよう求められており、それらの関係は次のとおりです。

体系図



対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ハクビシン、アライグマ、鳥類（ヒヨドリ・スズメ・カラス類（ミヤマガラス・ハシボソガラス・ハシブトガラス））、ツキノワグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	神奈川県秦野市

3 農業被害の状況等

(1) 鳥獣別被害状況（令和4年度）

鳥獣の種類	農業被害状況		
	品目	面積(a)	金額(千円)
ニホンジカ	野菜（ダイコン、サツマイモ、ジャガイモ、ナス、ネギ、トマト、キュウリ、ショウガ、ニンジン、コマツナ、ホウレンソウ、ブロッコリー）	130.4	10,978
	豆類（ラッカセイ、エダマメ）	6.1	241
	その他（茶、タケノコ）	58.3	300
	計	194.8	11,519
イノシシ	穀類（ソバ）	3.8	4
	野菜（サツマイモ、ジャガイモ、サトイモ、ショウガ、ホウレンソウ、ブロッコリー、キャベツ）	177.1	9,168
	果樹（ミカン）	21	817
	豆類（ラッカセイ、エダマメ）	12.4	223
	その他（茶）	6.5	108
	計	220.8	10,320
ニホンザル	計	0.0	0
ハクビシン アライグマ等	野菜（サツマイモ、ナス、キュウリ、キャベツ、トマト）	11.1	976
	果樹（柿）	5.3	505
	豆類（ラッカセイ、エダマメ）	17.1	549
	計	33.5	2,030
ツキノワグマ	果樹（柿）	3.8	360
	計	3.8	360
不明	穀類（水稻）	0.3	3
	計	0.3	3
鳥類	穀類（水稻、小麦）	9.8	61

鳥類	野菜（サツマイモ、キュウリ、ホウレンソウ、ブロッコリー、カボチャ）	18.6	849
	果樹（ミカン）	0.5	19
	豆類（ラッカセイ、エダマメ）	27.3	619
	計	56.2	1,548
合計		509.4	25,780

「令和4年度秦野市農業協同組合 農業被害額調査」より

(2) 被害の傾向

○ニホンジカ

被害が通年で発生し、農地の被害面積はイノシシの次に多くなっています。

これまでの取り組みにより、継続して捕獲を実施している場所では生息密度が減少傾向にあり、部分的に森林植生回復の傾向が確認されるようになった一方で、依然として丹沢山地全体の植生回復には至っていません。

農地では、サツマイモやジャガイモ、ナス、ネギ、トマト、ラッカセイなど嗜好的な片寄りなく食害が発生しています。

また、林縁部の農地に広く栽培されている茶畑では、新芽の食害も報告されるなど、被害は減少していません。

山麓部を中心とした農業被害の発生は、生産意欲の減退による耕作放棄地の増加につながっています。

捕獲数は増加していますが、鳥獣保護区の拡大や耕作放棄地の増加などに伴う生息環境の変化により、里地へと生息域を拡大している中で、市街地付近での出没が確認され、交通事故や人身事故の発生が懸念されます。

○イノシシ

比較的人里近くに生息していることから、里山の荒廃と耕作放棄地の増加に伴って生息域を里地に広げており、被害面積は最も大きくなっています。

水稻の食害、踏み倒しのほか、地下茎を有するサツマイモやサトイモの食害が発生しています。また、農作物の直接的な食害以外に、茶畑や耕作放棄地、あぜ等の掘り返しが起きています。

特に、耕作放棄地の拡大は、里地や市街地での出没機会の増加に大きく影響していると考えられます。

また、令和2年5月に県内で野生死亡イノシシから豚熱の感染が確認され、本市でも令和3年3月以降、捕獲イノシシ等から感染が確認されています。

○ニホンザル

5月から11月にかけて主に出没し、本市東部と隣接する伊勢原市西部を生息域とする3群（子易群・大山群・日向群）が確認されていましたが、平成29年度に子易群が除去され、令和2年度に大山群が除去されました。

しかし、残存する日向群や今後、本市へ侵入する可能性がある丹沢湖群、未知の野生群などによる柿、ミカン等への被害が懸念されます。

○ハクビシン・アライグマ

ハクビシンは、市街地を含め広範囲に生息していると考えられ、ブドウやミカン、ラッカセイ、トウモロコシなどの食害が発生しています。

アライグマは、市内の神社等で爪痕などの痕跡が広範囲に確認されており、農作物等への被害が発生しています。

また、震生湖付近での捕獲状況から市境を越えた出没も懸念されます。

さらに、ハクビシン・アライグマによる、人家の屋根裏等での糞尿による生活被害も発生しています。

○鳥類

市内全域で農業被害が発生しており、ラッカセイやミカン、柿、野菜等への被害が発生しています。

また、カラス類による、ごみ収集場所での食い荒らしや市街地の街路樹等への営巣による糞害など、生活被害も発生しています。

○ツキノワグマ

9月以降に山中での目撃が増える傾向にあります。

柿等の果樹林や養蜂場に出没する傾向があり、電気柵等により防除する必要があります。

また、管理が不十分な果樹林などに繰り返し出没しており、誘引を避けるために、積極的に摘果する必要があります。

(3) 被害の軽減目標

	現状値	目標値
	令和4年度	令和8年度
被害金額	25,780 千円	23,000 千円
被害面積	5.094 h a	4.58 h a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	被害防止対策	課題
捕獲等に関する取り組み	<p>○ニホンジカ 第5次神奈川県ニホンジカ管理計画に基づき、本市管理捕獲計画頭数について、銃器（JAはだのから猟友会に依頼）及びわな（設置、管理、処理：市・農業者等の有資格者、止めさし：市・実施隊員等の有資格者）による捕獲を実施</p>	<p>◇生息場所が市域に広く分散しているため、「わな」の数及び従事者数が不足しています。</p> <p>◇里山で生まれ育った個体が増加していますが、人家に近い場所では、銃による捕獲ができません。</p> <p>◇定期的な見回り等の手間に加え、動物の命を絶つという行為に対し消極的な農業者もいます。</p>
	<p>○イノシシ 被害予察に基づき捕獲を銃器（JAはだのから猟友会に依頼）及びわな（設置、管理、処理：市・農業者等の有資格者、止めさし：市・実施隊員等の有資格者）による捕獲を実施</p>	<p>◇行政では、県による奥山でのニホンジカ駆除を実施していますが、里山等の人家に近い場所では、実施数が不足しています。</p> <p>◇捕獲後の処分は、食肉加工や自家消費、民間施設での焼却をしていますが、捕獲数の増加に対応できるよう備える必要があります。</p> <p>◇生態に関する知識不足から果樹、野菜など収穫物の適正な管理をせず鳥獣を誘引してしまっている農業者が散見されます。</p>
	<p>○ニホンザル 第5次神奈川県ニホンザル管理計画に基づき、隣接する伊勢原市と連携し、わな（設置、管理、処理：市、止めさし：市、実施隊員等の有資格者）による捕獲を実施</p>	<p>◇日向群以外に丹沢湖群や未知の野生群等への対策は依然必要です。</p> <p>ニホンザルは行動域が広く移動も速いため、委託事業による監視を継続し、本市への侵入が懸念される群れの動向に留意するとともに、主な生息エリアである伊勢原市との連携が求められます。</p>
	<p>○ハクビシン 被害予察に基づき、箱わな（設置、管理、処理：市・農業者）による捕獲を実施</p> <p>○アライグマ 箱わなや専用わな（設置、管理、処理：市）による捕獲を実施</p>	<p>◇空き家や物置などに生息している事例もあり、生態的特徴から銃による駆除に適していません。</p> <p>◇農地以外の緑地に生息している個体も捕獲する必要があります。</p>

	被害防止対策	課題
捕獲等に関する取り組み	<p>○鳥類 被害予察による捕獲を銃器（JAはだのから猟友会に依頼）にて実施</p>	<p>◇わなによる捕獲が困難であり、効果的な防除手法が確立されていません。</p> <p>◇防鳥ネット等による防護が農業者の経済的負担になっています。</p>
	<p>○ツキノワグマ 現地調査により、出没が確認された場合は、基本的に煙火等を使用した追い払い等を実施</p>	<p>◇夏から秋にかけて主に山中での目撃が増え、特に冬眠前になると、柿等の果樹林や養蜂場などに出没するため、局地的な対応が不可欠です。</p>
防護柵の設置等に関する取り組み	<p>○広域獣害防護柵 県が農地と森林の境界部に設置した全長約 26km の金属柵について、点検、補修等の維持管理を実施（平成 17 年度、市に移管）</p> <p>○地域防護柵 平成 18 年から、地域主体による電気柵、防護柵設置に対し、原材料支給による助成を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町地区：2,080m (R3～4) ・南地区：900m (H30) ・東地区：23,390m (H19～24、H26～R1、R3～4) ・北地区：17,400m (H19～23、H26～29、R2～4) ・大根地区：6,280m (H27、R2～3) ・西地区：13,300m (H20～21、H24～26、R1～2、R4) ・上地区：5,700m (H18～19、R3) 	<p>◇広域獣害防護柵については、経年劣化や台風等自然災害に伴う大規模修繕の必要性もあるため、効果的な維持管理を行う必要があります。</p> <p>◇設置当初と比べ、広域獣害防護柵以南に生息している個体が増え、個体の分布も変化しているため、地域ごとの新たな柵の設置や防護対策について検討する必要があります。</p>
生息環境管理その他の取り組み	<p>○重点対策事業 ドローンやセンサーカメラ等を活用した集落環境診断の調査結果を踏まえ、地域での勉強会や環境整備を実施し、農業者のみならず、地域住民や関係機関と連携した防護体制を構築</p>	<p>◇重点対策事業に取り組む地域の選定や防護体制の継続が不可欠です。</p>

4 被害防止に関する基本施策（今後の取り組み方針）

鳥獣による農作物等の被害軽減を図るため、基本施策として具体的な取り組みを示します。また、具体的対策については、農地だけでなく森林や自然公園、緑地等、各地区の地形や土地利用状況等の特性を考慮して、効果的なものとなるよう組み合わせていきます。

(1) 捕獲（鳥獣の捕獲に関する事項）

- ア 捕獲を効果的に進めるための体制及び目標とする捕獲数
- イ くくりわなの積極的活用
- ウ 電気止めさし機の活用
- エ 管理捕獲の強化
- オ 箱わなの貸与
- カ 捕獲報奨金制度の運用
- キ わな猟免許取得者への支援
- ク 秦野市鳥獣被害対策実施隊の人材確保
- ケ 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

(2) 防除（鳥獣から農地・農作物を守る取り組み）

- ア 防護柵の設置等に関する事項
- イ 広域獣害防護柵の修繕等
- ウ 新たな防護対策の検討
- エ 地域防護柵等の設置及び更新
- オ 個人防護柵設置による防除
- カ 防鳥ネット設置に対する支援
- キ 被害を受けにくい農作物の振興
- ク 追い払い（野生鳥獣を遠ざける取り組み）

(3) 環境整備（人と鳥獣との棲み分けに資する取り組み）

- ア 森林の環境整備
- イ 藪払い等の推進
- ウ 研修会の開催
- エ 荒廃化した果樹林等の調査及び対策

(1) 捕獲（鳥獣の捕獲に関する取り組み）

対象鳥獣：獣類・鳥類

従来、実施してきた捕獲事業に加え、里地・里山で捕獲するとともに、猟友会、J A等の関係機関、地域住民と連携しながら効果的な捕獲体制を構築します。

ア 捕獲を効果的に進めるための体制及び目標とする捕獲数**(ア) 対象鳥獣の捕獲体制**

捕獲種類	対象鳥獣	捕獲体制
銃器	ニホンジカ イノシシ 鳥類	地域の被害情報や目撃情報、地域猟友会が把握する生息状況に基づき、J Aはだのが猟友会に依頼して実施する銃器捕獲のほか、ニホンジカ・イノシシは、実施隊による銃器捕獲を実施します。
わな	ニホンジカ イノシシ	J Aはだのが所有する箱わなや市が所有するくりわなを猟友会や農業者等有資格者の要望に応じて貸し出し、従事者を中心とした維持管理を行うとともに、里山縁辺の公園や生き物の里、河川等の緑地において市直営による管理捕獲を実施します。 捕獲した個体は、実施隊等の有資格者が止めさしをします。
	ニホンザル	市が箱わなで捕獲を実施します。
	ハクビシン アライグマ 等	J Aはだのが所有する箱わなを、農業者の要望に応じて貸し出し、農業者を中心とした維持管理を行うとともに、侵入防止、定着防止のため、市境の河川や公園等の緑地において市直営による捕獲を実施します。 わなは、農業者が設置し、捕獲した個体は原則として農業者が止めさし後、埋設処理します。

(イ) その他捕獲に関する取り組み

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～8年度	本計画に定める 対象鳥獣	4 (1) イ～ケのとおり P10～12

(ウ) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカ：第5次神奈川県ニホンジカ管理計画に基づき管理捕獲を実施。毎年度捕獲計画を作成 ・ニホンザル：第5次神奈川県ニホンザル管理計画に基づき管理捕獲を実施。毎年度捕獲計画を作成 ・イノシシ：神奈川県イノシシ管理計画に基づき、捕獲を実施 ・アライグマ：第4次神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき捕獲を実施。 ・ハクビシン・鳥類：出没状況や被害状況を鑑みて設定

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンジカ※ ¹	(200頭)	(200頭)	(200頭)
イノシシ	150頭	150頭	150頭
ニホンザル※ ²	(10頭)	(10頭)	(10頭)
ハクビシン アライグマ	100頭	100頭	100頭
鳥類	1,000羽	1,000羽	1,000羽

※¹ ニホンジカの捕獲頭数は、毎年度策定する神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画に基づき定めるため、目安数とする。

※² ニホンザルの捕獲頭数は、毎年度策定する神奈川県ニホンザル管理事業実施計画に基づき定めるため、目安数とします。

捕獲等の取組内容	
銃器	年間を通して山間部及び山際の農地を中心に捕獲を実施する。
わな	年間を通して箱わな・くくりわなを使用して捕獲を実施する。
予定場所	市内全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ニホンジカ、イノシシの効果的・効率的な捕獲のため、実施隊による市内全域での通年駆除において、ライフル銃による捕獲を実施します。

(エ) 捕獲許可権限移譲事項

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく捕獲許可権限移譲の該当はありません。

イ くくりわなの積極的活用

市街地の緑地やゴルフ場など銃器による捕獲ができない場所では、くくりわなを使用した捕獲を推進します。

実施にあたっては、わなの見回り等の負担を軽減するため、ドローンを活用した重点対策事業を実施するなど、地域が一体となって対策に取り組める集落を優先し実施します。

実施主体：農業者・市民・JA・市・関係機関

取り組み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
くくりわなの設置	30基	30基	30基

ウ 電気止めさし機の活用

銃器による止めさしができない場所では、電気止めさし機の使用を推進し、わな免許等を有する農業者への電気止めさし機の講習会等を実施します。

実施主体：農業者・市民・JA・市・関係機関

取り組み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
電気止めさし機の拡充	12基	12基	12基

エ 管理捕獲の強化

ニホンジカを対象とし、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、生息密度の状況を踏まえた自然植生の回復と生息環境整備の基盤づくりを目的とする、高標高域（奥山）での対策については、県が管理捕獲として実施します。

実施主体：農業者・市民・JA・市・県・関係機関

取り組み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
奥山における捕獲	モニタリング結果を踏まえて実施	モニタリング結果を踏まえて実施	モニタリング結果を踏まえて実施

オ 箱わなの貸与

農業者自身によるハクビシン、アライグマ等による農作物被害軽減を支援するため、箱わなの貸与（無償）を行います。

実施主体：農業者・市民・JA・市・関係機関

取り組み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
箱わなの貸与	実施	実施	実施

カ 捕獲報奨金制度の運用

従事者の捕獲意欲の向上を目途に、ニホンジカやイノシシを捕獲した従事者等に対し、捕獲報奨金を交付します。

実施主体：農業者・市民・JA・市・県・関係機関

取り組み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
捕獲奨励金交付件数	40件	40件	40件

キ わな猟免許取得者への支援

不足する従事者の確保と「自衛」意識向上のため、狩猟免許を取得し、又は更新する場合における費用の一部を支援します。

実施主体：農業者・市民・JA・市・県・関係機関

取り組み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
わな猟免許の取得	15人	15人	15人
わな猟免許更新	58人	53人	38人

ク 秦野市鳥獣被害対策実施隊の人員確保

実施隊員は、本市における鳥獣被害対策の中心的担い手ですが、高齢化が進み人材不足が課題となっています。

より広く隊員として委嘱することを検討し、人材確保に努めます。

実施主体：農業者・市民・JA・市・関係機関

取り組み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施隊員数	60人	60人	60人

ケ 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲したニホンジカ、イノシシについては、食肉加工や自家消費、埋設、民間焼却施設での処分を行っており、現時点では特段の問題は生じていませんが、今後捕獲頭数が増加した場合に備え、検討が必要です。

また、焼却施設の設置等適切な措置や捕獲後の利活用について、調査・研究を実施します。

実施主体：農業者・市民・JA・市・関係機関

取り組み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
焼却施設等の設置	調査・研究	調査・研究	調査・研究

(2) 防除（鳥獣から農地・農作物を守る取り組み）

ア 防護柵の設置等に関する事項

(7) 侵入防止柵の整備計画及び管理等に関する取り組み

対象鳥獣	整備内容
	令和6年度～8年度
獣類・鳥類	<p>広域獣害防護柵の侵入防止機能の強化を図るため、適切な維持管理を行い、機能の維持・強化をしていきます。</p> <p>また、農業者による既設の地域防護柵の適正な維持管理を支援するとともに、未設地域において効果的な柵の設置を進めます。</p> <p>4 (2) イ～クのとおり P12～14</p>

イ 広域獣害防護柵の修繕等

平成14年から15年にかけて県が設置した、全長26kmの広域獣害防護柵（平成17年に市に移管）について、経年劣化による損壊が認められることから機能維持のための修繕を行います。

また、台風等の自然災害に伴う大規模修繕に要する費用を考慮し、今後の在り方についても検討をします。

実施主体：農業者・市民・J A・市・関係機関

取り組み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
広域獣害防護柵の修繕	実施	実施	実施

ウ 新たな防護対策の検討

近隣市町村と連携した侵入防止対策等、新たな防護対策について検討します。

実施主体：農業者・市民・J A・市・関係機関

取り組み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新たな防護対策の検討	調査	検討	実施

エ 地域防護柵等の設置及び更新

地域からの要望やドローンを活用した調査結果を踏まえ、防除を強化する必要がある一団の農地について、新たな地域防護柵の設置を行うとともに、老朽化した既存地域防護柵の更新を支援します。

実施主体：農業者・市民・J A・市・関係機関

取り組み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域防護柵の設置	実施	実施	実施

オ 個人防護柵設置による防除

農業者による「自衛」の意識を喚起するため、市は一定規模以上の個人防護柵設置に対し助成します。

また、J Aはだのは電気柵の設置に対し、助成することで防除を推進します。

実施主体：農業者・市民・J A・市・関係機関

取り組み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
防護柵の設置支援	実施	実施	実施
電気柵への支援	130人	130人	130人

カ 防鳥ネット設置に対する支援

わなによる捕獲が難しい鳥類への対策については防鳥ネットが有効となっており、ネットを設置する農業者の負担軽減のため、設置に対し支援します。

実施主体：農業者・市民・J A・市・関係機関

取り組み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
防鳥ネットへの支援	実施	実施	実施

キ 被害を受けにくい農作物の振興

農業者自身がニホンジカやイノシシの好まない農作物を栽培することも有効な手段の一つです。そこで、現在JAはだのが奨励している葉ニンニク、エゴマ、青パパイヤ等の栽培を推進します。

実施主体：農業者・市民・JA・市・関係機関

取り組み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
葉ニンニク、エゴマ、青パパイヤ等の栽培の推進	7,500㎡	8,000㎡	8,500㎡

ク 追い払い（野生鳥獣を遠ざける取り組み）

(ア) ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ

人への警戒心が薄く、里山の農地などに出没する、ニホンジカやイノシシ、ツキノワグマの追い払いを実施します。

実施主体：農業者・市民・JA・市・関係機関

取り組み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
追い払いの実施	随時実施	随時実施	随時実施

(イ) ニホンザル

ニホンザルは知能が高く、箱わなに掛かりにくいことから、侵入が懸念される日向群、丹沢湖群及び未知の野生群等の定着防止のための定期的な追い払いが必要です。

現在、日向群等のモニタリング（監視）をしながら、サルパトロール隊を組織していますが、今後も伊勢原市との連携により、両市協働での追い払いを実施します。

実施主体：農業者・市民・JA・市・関係機関

取り組み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行政境等での追い払い	実施	実施	実施
パトロール回数	300回	300回	300回

(3) 環境整備（人と鳥獣との棲み分けに資する取り組み）

ドローンを活用した農地を含む集落環境診断等の調査結果を踏まえ、農業者のみならず、地域住民や関係機関と連携した防護体制を整えるとともに、ヤマビル被害防止にもつながる里山整備や耕作放棄地の解消など地域と連携して鳥獣を近づけない環境づくりを継続していきます。

ア 森林の環境整備

ニホンジカやイノシシ等が農作物を求めて里山に棲みつかないよう、県や秦野市森林組合と連携し、奥山でドングリ等が実る広葉樹の植樹を進めます。また、里山の森林が鳥獣の潜み場とならないための整備を行います。

実施主体：農業者・市民・J A・市・関係機関

取り組み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
里山等森林の環境整備	整備・調査	整備・調査	整備・調査

イ 藪払い等の推進

ドローンを活用した重点対策事業^{※4}での調査結果や、地域からの要望に基づき、鳥獣の潜み場について、環境改善を図るための藪払い等を行います。

実施主体：農業者・市民・J A・市・関係機関

取り組み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
藪払い等の実施	重点対策事業等での実施	重点対策事業等での実施	重点対策事業等での実施

※4 重点対策事業：毎年度3地域を鳥獣被害対策重点取組地域に選定し、各種対策を実施。

ウ 研修会の開催

わな猟免許取得者に対し、専門的な知見に基づく鳥獣の特性や、わなの適切な維持管理などを理解してもらうための研修会を開催します。

実施主体：農業者・市民・J A・市・関係機関

取り組み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修会の参加人数	120人	130人	140人

エ 荒廃化した果樹林等の調査及び対策

里山の柿やクリなどの果樹林が荒廃化し、収穫されない状態は鳥獣を引き

寄せる要因となっていることから、農業委員会が実施する現地調査に併せ果樹林等の状況調査を実施し、適正な農地・収穫物の管理について、鳥獣被害防止の観点からの局地的指導を強化します。

実施主体：農業者・市民・J A・市・関係機関

取り組み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
果樹林の調査	全域調査 対策の実施	全域調査 対策の実施	全域調査 対策の実施

5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

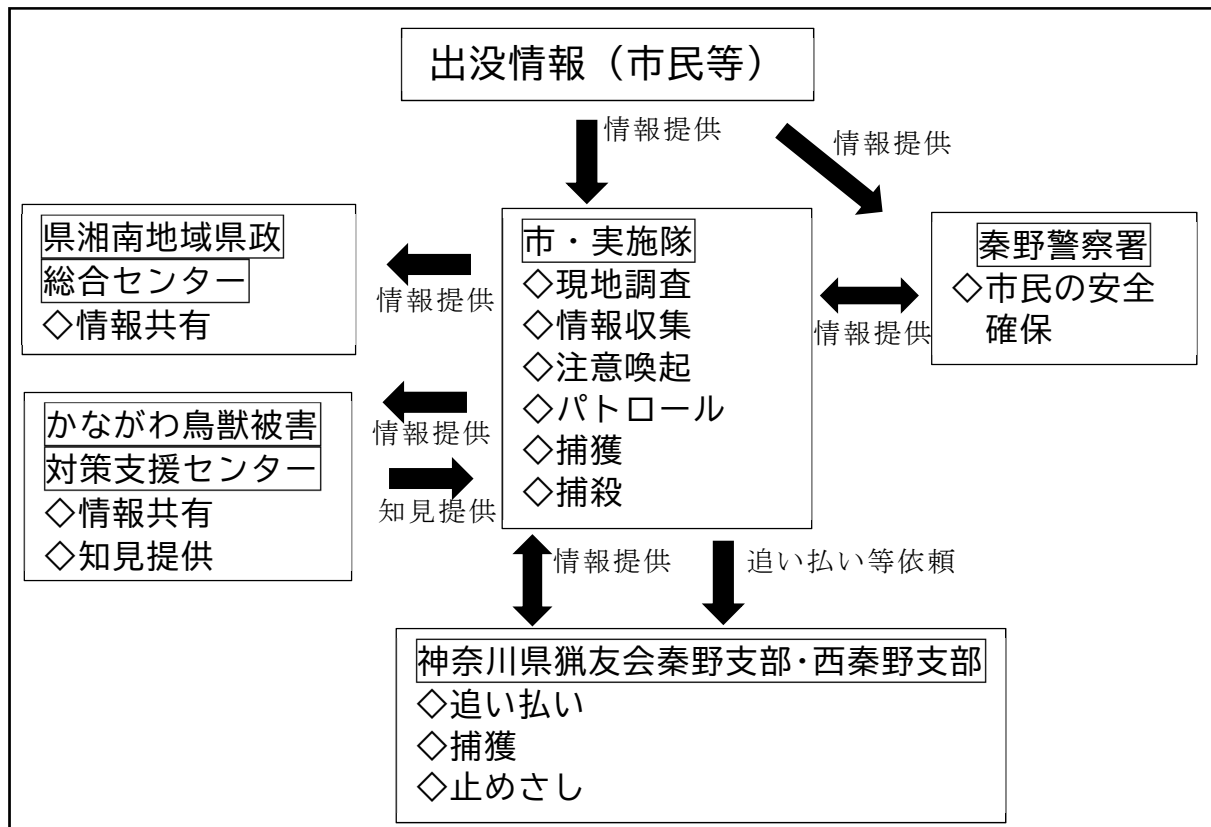
近年、里山はもとより市街地でもニホンジカやイノシシの目撃が増加しており、鳥獣被害は農業に限らず市民生活への影響も懸念されています。

特にツキノワグマについては、人身への危害が加えられる可能性もあることから迅速で組織的な対応が不可欠であるため、関係機関との明確な役割分担のもと次のとおり連絡体制を整えます。

(1) 関係機関の役割

関係機関の名称	役割
秦野市（実施隊）	現地調査、情報の収集、住民等への注意喚起、捕獲、止めさし
神奈川県湘南地域県政総合センター 環境部環境調整課	情報の共有
神奈川県猟友会秦野支部・西秦野支部	追い払い、捕獲、止めさし
秦野警察署	住民の安全確保

(2) 緊急時の連絡体制



6 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲後の食品への積極的な利活用をするため、近隣の民間食肉加工施設を活用して「秦野ジビエ」を商業者や市民等へ提供することにより秦野ジビエの普及促進を図ります。

また、ペットフードや飼料・肥料、皮革への活用についても検討します。

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

実施主体：農業者・市民・J A ・市・関係機関

取り組み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
民間食肉加工処理施設の活用	90頭	100頭	110頭
ペットフード等への利用検討	検討	検討	検討

(2) 処理加工施設の実施

4 基本施策 (1) ケのとおり P12

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

「秦野ジビエ」を商業者や市民等へ提供することにより秦野ジビエの普及促進を図る

7 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 秦野市有害鳥獣対策協議会の設置

本計画の効果的な推進を図るため、秦野市有害鳥獣対策協議会を設置し、定期的な進捗状況の相互確認や必要に応じた情報・意見交換などを行います。

構成機関の名称	役割
はだの都市農業支援センター (JAはだの、市農業振興課)	情報収集及び情報提供 被害対策企画・被害対策支援 協議会事務局(庶務・調整)
神奈川県猟友会 秦野支部及び西秦野支部	対象鳥獣の捕獲・止めさし
農業者(生産組合)	被害対策の実践 被害調査等協力

(2) 関係機関に関する事項

鳥獣被害対策は、県の定める各種計画との整合が求められるなど、実効性を確保するためには関係機関との連携が不可欠であることから、本計画の推進にあたっては以下の機関との連携を密にします。

関係機関の名称	役割
神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 野生生物グループ	被害状況集計、情報提供
神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 平塚駐在事務所 (かながわ鳥獣被害対策支援センター)	対策提案、対策指導、技術支援、 情報提供
神奈川県湘南地域県政総合センター 環境部環境調整課	被害状況集計、情報提供
秦野市森林組合	情報提供等
地区営農推進協議会※	地域防護柵の設置等に関する協議

※ 地区営農推進協議会：市内7地区において、行政、JA、農業委員、生産組合で構成する組織。地区営農の活性化や各地域の鳥獣被害防止対策について定期的に協議しています。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

＜秦野市鳥獣被害対策実施隊＞

令和元年6月に、実施隊の再編を行い、神奈川県猟友会秦野支部・西秦野支部に所属する会員の一部を非常勤特別職の地方公務員として委嘱しています。

実施隊は、農業者や市が設置した、わなで捕獲されたニホンジカやイノシシの止めさしなど捕獲後の処理をしているほか、銃器による捕獲を行います。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

この計画に記載した事項以外の捕獲や防除方法等は、関係機関と連携しながら適宜効果的な方法を検討していきます。

(5) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町村と連携した広域的な鳥獣対策等については、近隣市町と連携しながら、効果的な方法を検討していきます。

8 計画の進行管理（PDCAサイクルの構築）

本計画の効果的な推進に資するため、上位計画を所管する「秦野市都市農業振興計画推進委員会」に対し定期的に報告を行い、計画の推進状況等を説明するとともに、目指すべき方向や施策等への提言を受けることとします。

提言内容については、PDCAサイクルの中で、可能な限り次回の計画に反映していきます。

